

令和8年7月

合格者各位

「特定類型」への該当に関する申告書の提出について

公立大学法人秋田県立大学
教 育 本 部 長

令和3年11月18日に「「役務通達」の一部を改正する通達」が公布され、これにより、居住者から居住者への技術の提供であっても、受領者となる居住者（自然人に限る。）が非居住者の影響を強く受けている状態（以下「特定類型」といいます。）にある場合は、当該居住者（以下「特定類型該当者」といいます。）への技術の提供を当該非居住者への技術の提供であるとみなして、法第25条第1項に基づく人的概念による対外取引規制の対象とすることとされました。こうした考え方を「特定類型アプローチ」と呼び、令和4年5月1日から適用されます。

これにより、令和4年5月1日以降本学へ入学する大学院生の方を対象に、申告書の提出による「特定類型」の確認を行うこととなりました。

ついては、別添の申告書を記入のうえ、他の入学書類とあわせて提出をお願いいたします。なお、該当しない場合にも「該当しない」にチェックを入れ、提出をしてください。

（参考）

【経産省からのご協力のお願いー「みなし輸出」管理の明確化について（令和3年11月経済産業省 貿易管理部）】

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_gakusei.pdf



【問合せ先】

公立大学法人秋田県立大学 国際チーム（佐藤）

TEL 018-872-1500 E-mail yo_sato@akita-pu.ac.jp

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の
遵守のための特定類型該当性に関する申告書

秋田県立大学 学長 様

提出日 年 月 日

住所
研究科・専攻
氏名（自署）

私は、貴学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、役務通達の1（3）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり申告いたします。

記

私は、

☐ 以下の①に該当します。

…あなたが、外国政府等又は外国法人等と雇用契約を結んでいる場合にチェックをしてください。

ただし、あなた又は本邦大学と外国法人・外国大学等との間で、あなたに対する当該本邦大学の指示が外国法人・外国大学等よりも優先する旨が合意されている場合等は例外とされています。

☐ 以下の②に該当します。

…あなたが、外国政府等から多額の金銭等の経済的利益を受けている場合にチェックしてください。多額の金銭等とはあなたの所得の1/4以上を占める利益をいいます。

☐ 以下の①及び②に該当します。

☐ 以下のいずれにも該当しません。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次の（イ）、（ロ）に掲げる場合を除く。）

（イ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

以上